

接続料の算定に関する研究会  
第17回 発表資料



# 接続料の算定に関する研究会 (第17回)

2018年12月19日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

# Agenda

1. NTT殿「PPPoEトラヒック傾向」に対する反論
2. JAIPAによる増設基準の提案内容
3. NGNのISP接続(ISPによる料金設定権の設定)の協議開始
4. NDAの弊害と提言

# NTT殿「PPPoEトラヒック傾向」につ いての反論

# PPPoEのトラフィック輻輳状況

## NTT殿 主張

- 最も使用されている時間帯においても余裕がある。
- 高利用率の地域は網終端装置の増設やIPoE方式への切り替えに取り組んでいる。

## JAIPA 主張

- NTE輻輳は断続的に発生中。NTT主張の「余裕がある」は事実でない。
- トラフィックベースでの増設基準にすればこの争いは永久的に発生しない。

## NTT殿 主張

- 高利用率の地域は(中略)IPoE方式への切り替えに取り組んでいる。

## JAIPA 主張

- IPoEにPPPoEの代替性を持たせるのであれば、IPoEにおいても単県POIや費用負担等、PPPoEと同等の条件を整備し移行できるようにすべき

**構成員限り**

**構成員限り**

**構成員限り**

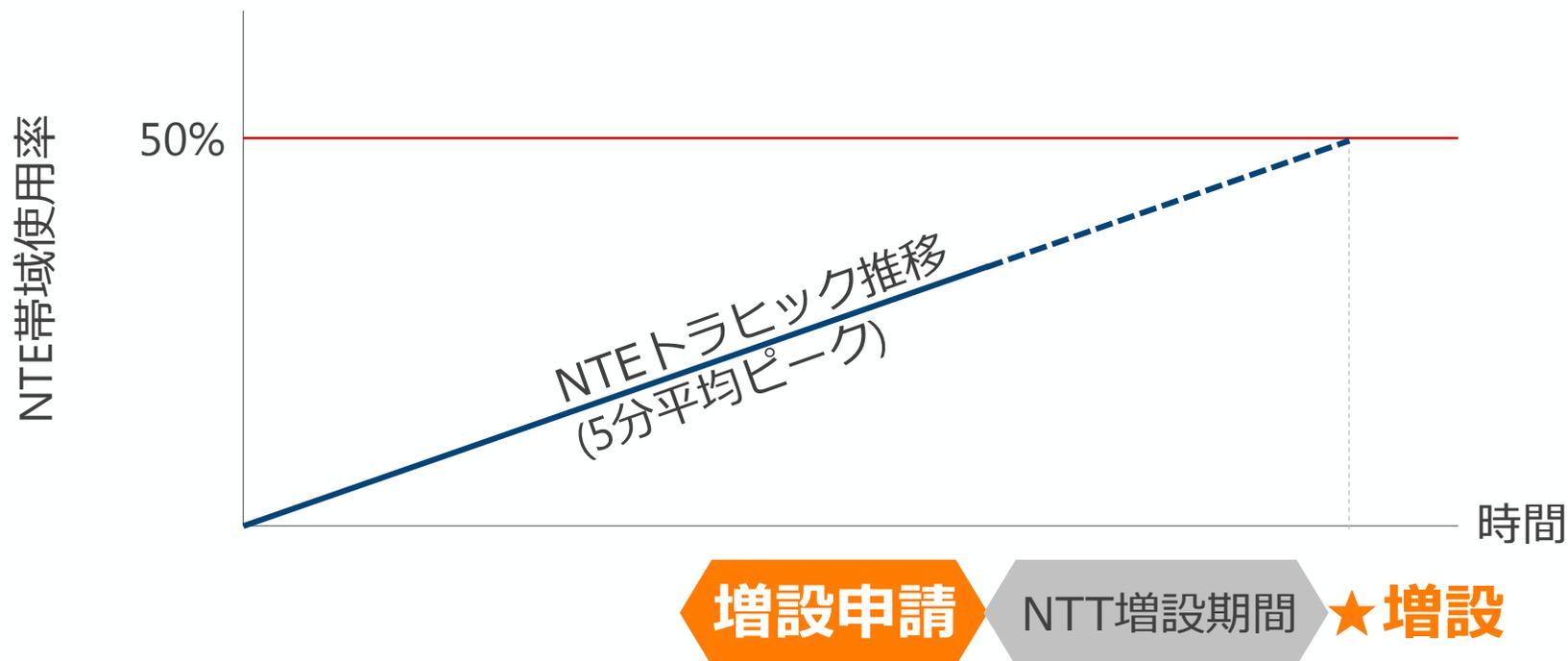
# JAIPAによる増設基準の提案内容

# トラヒック増設基準の提案

- 当研究会での議論等を踏まえ、トラヒック増設基準の提案を致します。

## 増設基準

- NTE帯域のトラヒック利用率50%を超過させないように増設を行っていく。
- ISP事業者はNTT東西殿による増設期間を考慮し、50%超過の時期が見えた段階で申請を可能に。

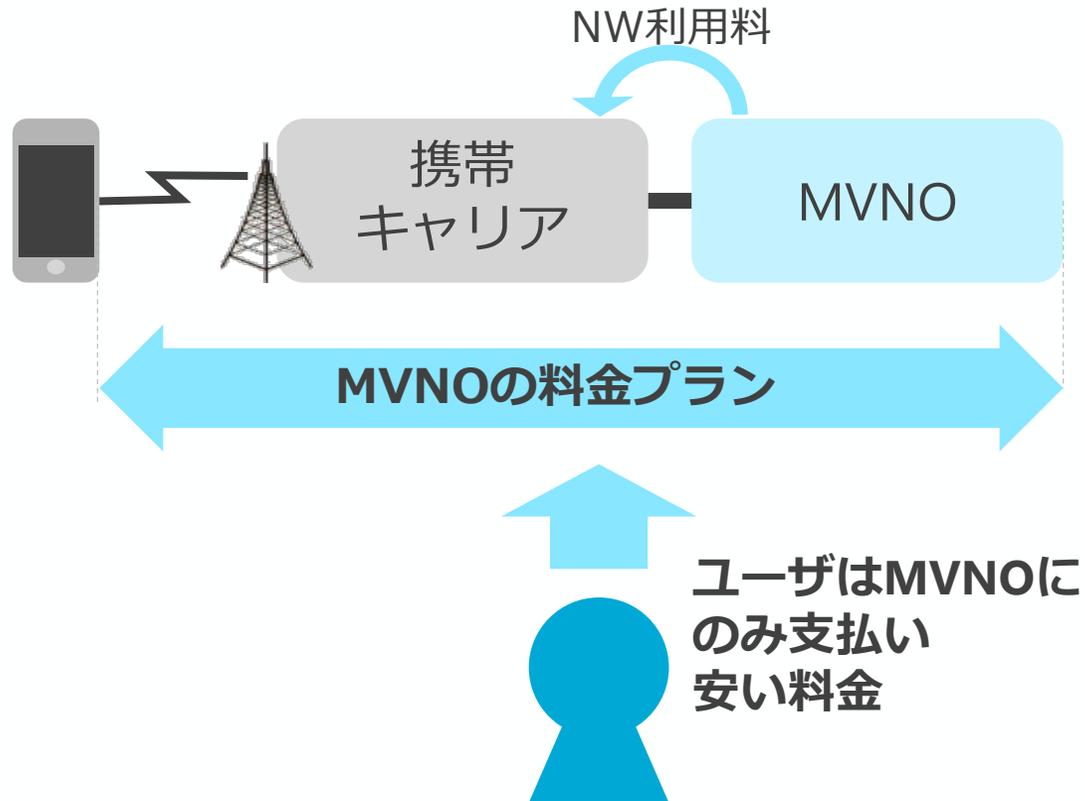


# **NGNのISP接続の協議開始 (ISPによるE2E料金の設定)**

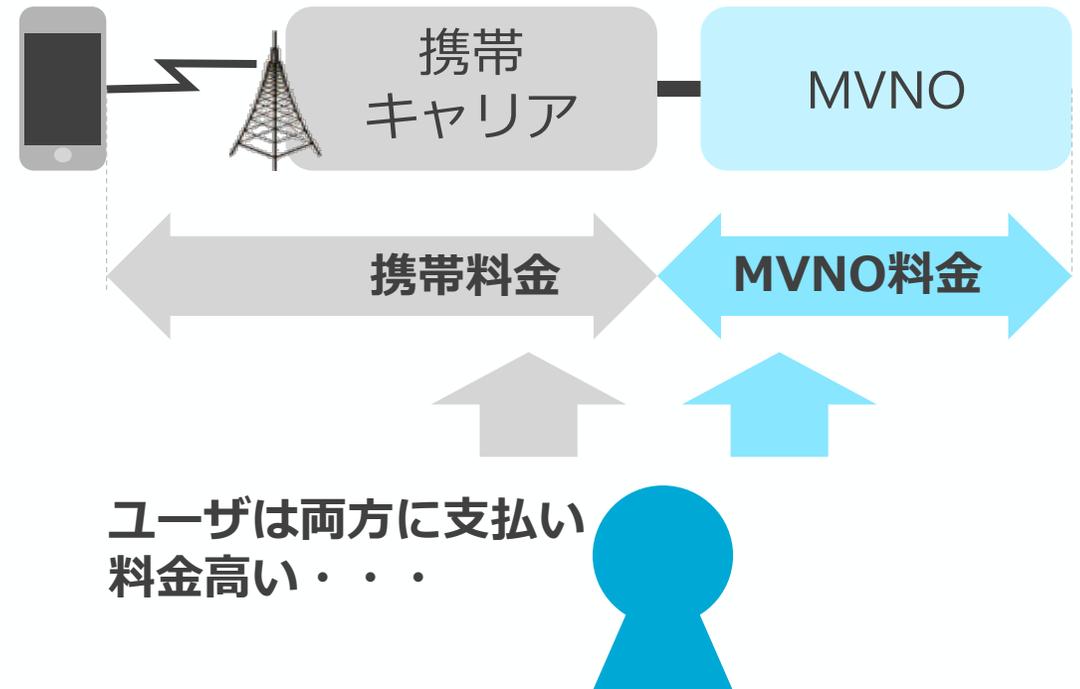
# エンドツーエンド料金設定（E2E料金設定）とは

- 接続事業者側が一括してユーザ料金を設定する仕組み（料金設定権とも）
- 利用者にとって分かりやすい料金体系と、より自由な料金設定が可能に。
- 公正競争のため固定・移動にかかわらず実現されてきた。

## (例) MVNOのケース



## E2E料金設定の仕組みがないと・・・



# ISP接続(E2E料金設定)協議開始について

- 2018年12月14日、複数のISP事業者がNTT東西に対してNGNにおけるISP接続(E2E料金設定)を求めて要望を送付しました。
- NTT東西殿の回答があり次第ご報告いたします。
- 詳細は別紙2をご確認ください。

## 要望内容

- PPPoE網終端装置のPOIからONUまでの区間についてユーザー単位の接続料を設定すること。  
(これが実現すればNGN利用についてNTT東西フレッツ契約(光コラボ契約)が不要となり、接続料を支払うISPが一括して利用者料金を設定することが可能になる)
- 本接続の提供を2019年4月末日までに開始いただくこと。
- 本接続の提供開始予定日を2019年1月末日までに回答いただくこと。



# NDAの弊害と提言

別紙1「NTT東西とのNDA(秘密保持契約)に関する問題点と提言」を参照  
ください。(本資料での記載なし)

おわり



## 第 17 回 接続料に関する研究会 発表資料

2018 年 12 月 19 日

## NTT 東西との NDA(秘密保持契約)に関する問題点と提言

(一社)日本インターネットプロバイダー協会

## ■問題点

1. NTT 東西が NDA の締結を協議の前提としていることから、接続事業者間で制度に関することであっても情報の交換、議論等が円滑に行えない。
2. NDA に拘束された協議において、NTT 東西によりあらゆる情報が NDA 対象情報と指定されており、NDA 範囲に入るべきでない情報も NDA 対象とされることから不必要に議論が制限され、幅広い議論・協議が円滑に行えない。
3. NTT 東西と接続事業者間では交渉力や情報の非対称性が存在しており、NDA に拘束された交渉においても同様。
4. NDA は、善意をもって活用されるだけでなく、強者が交渉力の差を維持するために接続事業者間の議論の場を奪い、情報の非対称性を維持しようとする意識によっても運用され得る。
5. NTT 東西から研究会で「(NDA は)両者同意によって解除できる」等の事実と異なる説明等が行われたように、接続事業者側が交渉力の優位者による一方的な情報のみ知覚し、交渉に挑むことを強いられているのではないか。

## ■考え方

6. 第一種指定電気通信設備との接続に関する情報については公平性・透明性原則（接続料・接続条件は約款に定められて公表されるという原則）があるのだから、原則 NDA の対象外となり、公開情報として取扱われるべき。
7. 接続制度を公平に最大限有効にするためにはオープンな議論が前提。「みんな知っているけど話せない」という接続事業者や議論の分断によって健全な接続制度は維持し得ない。
8. NDA の存在で接続事業者側が交渉上不利にならないようにするべき。

## ■提言

9. 接続や制度に関して幅広い議論が阻害されることの無いよう、NTT 東西による NDA の取り扱い、NTT 東西が NDA 対象とする情報の範囲は必要最低限にされるべきであること。  
(ア) NDA 対象情報の範囲に関する基本的な考え方を研究会で示していただきたい。(NDA の対象情報となる条件の限定列举)  
(イ) 特に、例えば網終端装置の仕様のように、多数の接続事業者が知りうる(知るべき)情報については当然 NDA 対象外とすべき。(これが既に実施されていれば NTT が一部の

ISP のみに特別な網終端装置を提供していたという不公平な取り扱い事件を抑止できた)

(ウ) NTT 東西と接続事業者の交渉力や情報の非対称性に鑑み、NDA の対象か否かの見解の相違等によって協議の進展が滞ることのないよう、NDA 対象にすべきでない情報は総務省の積極的関与により研究会の場でオープンにさせていただくなどして NDA の不要な適用拡大を監視・確認していただきたい。

10. NDA の取扱いに関して接続事業者側の権利等の説明が定型化・義務化され、その説明が協議・締結前に行われるべき。これは既存の事業者以上に通信市場の新規参入者を保護し、ひいては健全な競争環境整備の基礎となる。

2018 年 12 月 14 日

東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

## NGN 等における新たな接続料の設定(接続要望)

EditNet 株式会社  
株式会社シナプス  
ディーシーエヌ株式会社  
トナミ運輸株式会社  
株式会社新潟通信サービス  
(一社)日本インターネットプロバイダー協会  
(五十音順)

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

現在、総務省において開催されている「接続料の算定に関する研究会」においては、NGN に関する接続料等に関して議論されているところですが、先般から当協会が主張している PPPoE 網終端装置の POI から ONU までの区間についてユーザー単位の接続料を設定することについて、本書面にて正式に要望をさせていただきます。

なお、本件で必要な協議においては、日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)において実施するため、協議を委任し集約させていただきます。

## 記

## 1 要望

- 1.1 PPPoE 網終端装置の POI から ONU までの区間についてユーザー単位の接続料を設定すること。
- 1.2 本接続の提供を 2019 年 4 月末日までに開始いただくこと。
- 1.3 本接続の提供開始予定日を 2019 年 1 月末日までに回答いただくこと。

## 2 協議の形態(協議必要時)

- 2.1 協議事務局(連絡先): JAIPA 石川みどり info@jaipa.or.jp
- 2.2 本要望について質問や確認事項がある場合、齟齬防止の観点から書面(メール)にて送付いただくようお願いいたします。(電話等による議論・確認等は致しかねます)
- 2.3 協議の過程は「接続料の算定に関する研究会」への報告等、適宜公開をさせてい

たきます。

### 3 参考

接続形態図



以上